

災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と公益社団法人姫路青年会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給及び避難所の支援等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における、乙の甲に対する協力に関する事項について定める。

（協力内容）

第2条 甲が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定に基づき災害対策本部又は災害警戒本部を設置したときは、甲は、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が災害時における応急措置のため緊急に物資等の調達が必要となった場合、乙が甲に対して、当該物資等の供給及び運搬を行うこと。
- (2) 甲が開設する避難所等における物資の仕分け等を行うこと。
- (3) その他甲が必要と認める災害応急活動

2 前項各号の規定により協力を要請する場合、甲は、品目、数量、場所等を明示した応援要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障がなく、かつ、乙が相当と認める範囲及び期間において、協力の措置をとるよう積極的に努めるものとする。この場合において、乙は、協力の措置の内容が決定したときは、当該措置の内容を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条第1項第1号の物資等の供給を実施したときは、速やかに乙が作成する物資等供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して前条第1項第1号の物資等の運搬について協力を求めることができるものとする。

（物資の種類）

第4条 第2条第1項第1号の物資等の種類は、同条第2項の要請を行った時点において、乙が調達することが可能なものとする。

（経費の負担と費用の支払）

第5条 第2条第1項第1号の規定による要請に対して、乙が甲に供給した物資等の対価及びその運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価及び費用は、物資等の供給及び運搬が終了した後、甲、乙協議の上、定めるものとする。
- 3 前項の規定により定められた対価及び費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
- 4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 協力に基づく作業中に乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等に可能な範囲で参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、この協定締結後速やかに連絡網を作成するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 10月14日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元秀泰

乙 姫路市下寺町43番地
公益社団法人姫路青年会議所
代表者 竹田浩章